

別紙

諮問第1560号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇区〇〇（〇〇区〇〇丁目〇-〇）の指定管理者である社会福祉法人〇〇の理事長・理事の解任、新たな理事長・理事の選任により、東京都に届け出をされた役員名簿、理事会議事録、評議員会議事録、定款等の届け出文書一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年2月26日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書について、本件非開示情報1から3までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年6月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年9月2日に実施機関から理由説明書を、同年10月1日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年10月17日（第232回第二部会）から同年11月21日（第233回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検

討した結果、以下のように判断する。

ア 所轄庁による評議員会の開催許可について

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）45条の9の規定により、評議員が理事に対し評議員会の招集を請求した後、遅滞なく招集の手続が行われな  
い場合又は6週間以内の日を評議員会の日とする招集通知が発せられない場合、当  
該評議員は、所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができる」とされている。

イ 所轄庁による一時役員を選任について

法45条の6の規定により、役員員数が欠けた場合において、事務が遅滞するこ  
とにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又  
は職権で、一時役員職務を行うべき者を選任することができる」とされている。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、本件対象公文書の申立書のう  
ち、評議員及び理事の氏名であり、特定の個人を識別することができるものであ  
ることから、条例7条2号本文に該当すると認められ、内容及び性質から同号た  
だし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

（イ）本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、本件対象公文書の申立書のう  
ち、解任に係る議案の詳細であり、特定の個人を識別することができるものであ  
ることから、条例7条2号本文に該当すると認められ、内容及び性質から同号た  
だし書のいずれにも該当しないため、条例7条3号該当性について判断するまで  
もなく、非開示が妥当である。

（ウ）本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は、本件対象公文書の申立書の添  
付書類の内容の全てであり、その内容に関わる者の一身上の都合に属する事柄に

係るもので、特定の個人を識別することができ、個人を識別することができる部分を除いたとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められ、内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(エ) 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、審査請求書において、実施機関が所轄庁として本件社会福祉法人の評議員会開催を許可していることから、本件社会福祉法人から受け取った文書を隠蔽している旨主張する。これに対し実施機関は、本件対象公文書のほかに本件開示請求の対象となる公文書を取得していない旨説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、法に基づく評議員会の開催許可については、標準的な事務手続は確立されておらず、手続に係る規定もなく、法を所管する厚生労働省に実施機関が照会した結果、評議員会開催事由の聴き取りを行い、これに該当し得るものか否かを確認すれば足りるとの回答を得たとのことであった。また、実施機関は、行政上の参考のため、当該評議員会に傍聴人として参加していたことから、本件社会福祉法人による一時役員選任の申立てにおいて、当該評議員会の議事録等、事実確認書類の提出を求める必要がなかったとのことであった。

こうした実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、審査請求人の主張からは、本件対象公文書のほかに本件開示請求に該当する公文書が存在する理由も認められないことから、本件対象公文書の特定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

【別表】 本件一部開示決定

<p>本件対象 公文書</p>	<p>○年○月○日付「社会福祉法人○○一時役員選任の申立書」</p>
<p>本件非開示 情報 1</p>	<p>申立書のうち、評議員及び理事の氏名          &lt;非開示理由&gt;          特定の個人に関する情報であり公表することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。(条例7条2号)</p>
<p>本件非開示 情報 2</p>	<p>申立書のうち、議案の詳細          &lt;非開示理由&gt;          特定の個人に関する情報であり公表することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。(条例7条2号)          法人が外部に公表していない内部情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(条例7条3号)</p>
<p>本件非開示 情報 3</p>	<p>申立書の添付書類2件のうち、内容の全て          &lt;非開示理由&gt;          特定の個人に関する情報であり公表することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。(条例7条2号)</p>